

## 高松法務局管内の遺言書保管所一覧

【高松法務局】 ○ 供託課	郵便番号	〒760-8508
	所 在	高松市丸の内1番1号（高松法務合同庁舎2階）
	電話番号	Tel087-821-6445
	管轄区域	香川県全域
【丸亀支局】 ○ 総務係	郵便番号	〒763-0034
	所 在	丸亀市大手町3丁目1番1号
	電話番号	Tel0877-23-0228
	管轄区域	香川県全域
【観音寺支局】 ○ 総務係	郵便番号	〒768-0067
	所 在	観音寺市坂本町5丁目19番11号
	電話番号	Tel0875-25-4528
	管轄区域	香川県全域

令和5年5月29日から、各遺言書保管所の管轄する範囲が香川県全域に拡大されました。

## 🔑 手数料の一覧

申請・請求の種別	申請・請求者	手 数 料
遺言書の保管の申請	遺 言 者	1通につき、 <b>3,900円</b>
遺言書の閲覧の請求（モニター）	遺言者・関係相続人等	1回につき、 <b>1,400円</b>
遺言書の閲覧の請求（原本）	遺言者・関係相続人等	1回につき、 <b>1,700円</b>
遺言書情報証明書の交付請求	関 係 相 続 人 等	1通につき、 <b>1,400円</b>
遺言書保管事実証明書の交付請求	関 係 相 続 人 等	1通につき、 <b>800円</b>

※遺言書の保管の申請の撤回及び変更の届出には手数料はかかりません。

※手数料は収入印紙を手数料納付用紙に貼って納めていただきます。貼っていただいた収入印紙に割印をしないでください。